

新設する位置指定道路に係る管理協定書の取り扱いについて、裾野市より回答を得る！

これまで、位置指定道路については市へ帰属するよう継続的に要望しているが、なかなか実現されない状況である。しかし、少なくとも新設する位置指定道路については、新設の際に予め関係者全員が各種工事及び申請手続きについて承諾をすることで将来改めでの承諾が不要となり、使用権限者の安心と円滑な維持管理が図れるものとの考えから要望したところ、成果のある回答を得ることができた。

【要望】 位置指定道路を新設する際は、道路所有者、接道する土地所有者（使用権限者）間で管理協定書を締結します。この協定書の中に、将来のインフラ整備のための道路掘削等の各種工事については予め承諾する（譲渡の際は承継される）旨を記載します。この承諾を以って、「排水設備等確認申請書」及び「給水装置工事申請」における関係者の承諾等（「土地通過承諾」「給水管分岐承諾」「土地建物使用承諾」）に代えさせて頂きたい。

【現状と問題点】

上下水道等のインフラ設備を敷設する場合、道路掘削を伴う各種工事が必要となります。現状、裾野市の場合は「排水設備等確認申請書」及び「給水装置工事申請」において関係者の承諾が必要です。土地所有者が不明、相続未登記のため承諾困難、当初の分譲業者名義で登記が為されているが所有者である法人自体が清算されていて存在しない、所有者が認知症で意思表示できない等、さまざまな理由で承諾が得られない場合があります。このため適切な維持管理に支障をきたしています。

【回答】 裾野市長 高村 謙二（環境市民部 上下水道工務課）

排水設備等確認申請及び給水装置工事申請の際に、位置指定道路内における管の設置等の行為を管理協定書によって所有者が承諾をしている旨を確認できるのであれば、改めて位置指定道路の所有者から承諾を得る必要はないと考えます。なお、関係者等の承諾が必要な申請の場合は、承諾内容が確認できる管理協定書の写しを添付するようにしてください。

以上